



# 特定健診・健康診査の申込みは お済みですか

## 国民健康保険加入者の皆さまへ

特定健診は、健康状態の確認、生活習慣病の早期発見や早期対処、糖尿病や心臓病・脳卒中の予防、生活習慣を見直す絶好の機会となりますので、ぜひ受診しましょう。

受診対象の方には、「特定健診受診券」(青い封筒で送付)を5月中に送付しています。受診方法・日程などは、同封の案内文書をご確認ください。

■**集団健診**／保健センター・役場・老人福祉センターで6月中に15日間実施

受診費用は無料

■**個別健診**／町内医療機関9か所

受診費用は1,000円

実施期間 6月2日(月)～10月31日(金)



## 後期高齢者医療保険加入者の皆さまへ

年に1回、健康診査(集団健診)を受診しましょう！

■**対象**／後期高齢者医療保険の加入者(健康診査の「受診のご案内」を送付済です。)

■**受診費用**／無料

※集団健診を受けた方は、人間ドックの費用助成を受けられませんのでご注意ください。

特定健診(集団健診)、健康診査(集団健診)のお申込み、お問い合わせは  
電話で保健センター (☎992-3170・992-4323)へ。

問合せ／高齢福祉担当 ☎991-1884



# 後期高齢者医療保険の 保養所利用助成を始めました

町ではこれまで国民健康保険の被保険者の方を対象に、保養所の利用に対し助成を行ってきましたが、今年度から後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんにも同様の助成を始めました。

■**対象となる方**／松伏町にお住まいの後期高齢者医療保険の被保険者

■**保養所**／埼玉県国民健康保険団体連合会が契約する共同保養所

※施設一覧は、住民ほけん課高齢福祉担当窓口にあります (32都道府県334施設)。

■**助成金額等**／2,000円(1年度内1泊を限度とします。)

■**申込み・ご利用方法等**

①利用を希望する保養所に直接予約申し込みのうえ、利用日の14日前までに住民ほけん課・高齢福祉担当に利用申込書をご提出ください(保養所予約の際、埼玉県国保連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用する旨を伝え、料金をご確認ください)。

②後日、「保養施設宿泊利用券」と「保養施設宿泊利用助成券」を送付しますので、保養所を利用する際に、受付窓口(フロント)に提示してください。

③保養所に利用料金を支払う際に、助成金相当額が控除されます。

■**利用条件**／ご利用申込みの時点で、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。

